

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES
TAINS
解体新書

「濫用的会社分割の問題点」 「公平な債権者保護のために」

正木 洋子 (目黒)

はじめに

法務省法制審議会「会社法制度」の第8回会議が平成22年12月22日に開催され、組織再編手続に関して「会社分割に関する規律の見直し」が検討されました。具体的には、「会社分割の手続における債権者保護のための規律について、見直しを検討すべき事項はあるか。」が掲げられています。

(2)スキームの概略

この背景には、いわゆる濫用的会社分割により、不採算部門である分割会社に残された債権者に係る債権者が、実質的に債権者保護手続上著しい不利益を受けている事実があります。そして、濫用的会社分割が、制度上可能であるという会社法上の問題点も指摘されているところがあります。

①A社(分割会社)の収益を生み出す重要部門を会社分割により新設するB社に承継させる。

②A社は新設分割計画書により、B社に承継させる債権を自由に設定することができる。自由から、債権者保護手続の対象とならない非承継債権を当該債権者に明示することなく恣意的に設定することになる。

③新設分割の効力発生により、B社株式がA社に割り当てられるが、B社株式の価値はほとんどない。その後、A社はB社株式を安価で第三者に売却する。

④A社は債務超過の状態にあるから破産手続等の清算が行われる。その結果A社残存債権に係る債権者はほとんど配当を受けることができない。

(1)会社法の規定

会社法第810条(債権者の異議)は、新設分割をする場合、異議を述べることができる債権者は新設分割株式会社の債権者に限ると規定しています。この規定により、従前どおり分割会社に請求できる債権者、すなわち、分割会社に残された債務に

2 事例紹介

- (1) 平22・5・27東京地裁 (その他・Z999-16071-1部認容・控訴)

〈事実の概要〉

本件は、リース業者である原告Xが、クレープ飲食事業等を営む被告Y1に対し、リース契約に基づく約定損害賠償金合計1911万5040円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、新設会社分割により設立されたY1の事業を承継した被告Y2に対し、本件会社分割が詐害行為に当たるとして、詐害行為取消権に基づき、

〈事実の概要〉

- (2) 平22・1・14福岡地裁 (その他・Z999-16077-1部認容・控訴)

本件は、原告A債権回収会社が、パチンコ店業を営む被告B1らに対して、残債務の一部に当たる15億円の支払を求めるとともに、B1が会社分割して設立した被告B5に対し、主位的に法人格否認による契約責任に基づき、予備的に不法行為又は詐害行為取消権に基づき、上記の金員の支払等を求める事案である。

〈判断〉

①新設分割(会社法2条30号)は、その性質上詐害行為取消権の対象となり得るものと解される。

おわりに

会社分割には、税理士が関与する側面が多々あります。その意味で、法制審議会での議論の行方を注視していきたいと思えます。

〈判断〉

②本件会社分割は、無資力のY1が、その有する無担保の残存財産のほとんどをY2に承継させるものであり、また、

関与できないところで、債務者から一方的に当該債権の価値が毀損されることにある。…債務者である株式会社の自由な判断で、優遇される債権者と毀損される債権者を選別する正当性はどこにあるのであろうか。(注)

という債権者保護手続の公平性の在り方に存するといえます。

2 事例紹介

- (1) 平22・5・27東京地裁 (その他・Z999-16071-1部認容・控訴)

〈事実の概要〉

本件は、リース業者である原告Xが、クレープ飲食事業等を営む被告Y1に対し、リース契約に基づく約定損害賠償金合計1911万5040円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、新設会社分割により設立されたY1の事業を承継した被告Y2に対し、本件会社分割が詐害行為に当たるとして、詐害行為取消権に基づき、

〈事実の概要〉

- (2) 平22・1・14福岡地裁 (その他・Z999-16077-1部認容・控訴)

本件は、原告A債権回収会社が、パチンコ店業を営む被告B1らに対して、残債務の一部に当たる15億円の支払を求めるとともに、B1が会社分割して設立した被告B5に対し、主位的に法人格否認による契約責任に基づき、予備的に不法行為又は詐害行為取消権に基づき、上記の金員の支払等を求める事案である。

〈判断〉

①新設分割(会社法2条30号)は、その性質上詐害行為取消権の対象となり得るものと解される。

おわりに

会社分割には、税理士が関与する側面が多々あります。その意味で、法制審議会での議論の行方を注視していきたいと思えます。

〈判断〉

②本件会社分割は、無資力のY1が、その有する無担保の残存財産のほとんどをY2に承継させるものであり、また、

その前提を欠くことになる。②本件のB1の対応は、いったん原告との間で交渉を開始し、自らの事業再生に協力を求めて継続協議していたのであるから、本件会社分割を先行して実行したと自体、それまでの原告との交渉を反故にするものといえるのみならず、本件会社分割と一連一体のものとして、本件株式譲渡及び本件増資を連続して行ったことは、原告の利益を著しく損なう結果を招いたもので、B1にもその認識は十分にあったと考えられ、これらB1の対応は、信義則上の義務に反するものといわなければならない。

③本件会社分割自体の効力を否定する法的根拠はないこと等にかんがみれば、これら一連一体の手続を全体としてみて、信義誠実の原則に照らし、原告との関係では、B1とB5を同一視し、その限りで、B5がB1と異なる法人格であることを否認し、B5は、B1が負担するものと同様の法的責任は免れないというべきである。

〈判断〉

- (1) 平22・5・27東京地裁 (その他・Z999-16071-1部認容・控訴)

〈事実の概要〉

本件は、リース業者である原告Xが、クレープ飲食事業等を営む被告Y1に対し、リース契約に基づく約定損害賠償金合計1911万5040円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、新設会社分割により設立されたY1の事業を承継した被告Y2に対し、本件会社分割が詐害行為に当たるとして、詐害行為取消権に基づき、

〈事実の概要〉

- (2) 平22・1・14福岡地裁 (その他・Z999-16077-1部認容・控訴)

本件は、原告A債権回収会社が、パチンコ店業を営む被告B1らに対して、残債務の一部に当たる15億円の支払を求めるとともに、B1が会社分割して設立した被告B5に対し、主位的に法人格否認による契約責任に基づき、予備的に不法行為又は詐害行為取消権に基づき、上記の金員の支払等を求める事案である。

〈判断〉

①新設分割(会社法2条30号)は、その性質上詐害行為取消権の対象となり得るものと解される。

おわりに

会社分割には、税理士が関与する側面が多々あります。その意味で、法制審議会での議論の行方を注視していきたいと思えます。

〈判断〉

②本件会社分割は、無資力のY1が、その有する無担保の残存財産のほとんどをY2に承継させるものであり、また、

顧問先と会計事務所のNextへ

会計事務所向けERPシステム

NX-PRO ACELINK

新登場

- システム間の連携を強化し、確実で、スピーディーな事務所業務をマネジメント。
- 顧問先の業務ごとの進捗状況を自動取得して、ひと目で把握。
- ワイドディスプレイで快適な業務処理を実現。
- 来たるべきクラウド時代の到来に備えたシステム対応。

会計事務所版CRMを実現して、顧問先のあらゆるニーズに究極レベルで対応。

ますます多様化し、高度化する顧問先のニーズ。会計事務所には、単に顧問先データを管理するだけでなく、経営情報を多角的に分析し、的確な指導のもと、顧問先を繁栄に導くことが求められます。こうして、顧問先との絆をより強固なものにすること。このようなCRM(Customer Relationship Management)の考え方に基づいた事務所経営が必要になります。ACELINK NX-Proは、会計事務所版CRMを実現するための統合管理ERPシステム。MJSが長年にわたって培ってきた会計システムの技術とノウハウのすべてを注ぎ込んだ会計プロフェッショナルのための最強のツールです。

詳しくは今すぐ MJS



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

会計事務所所長様及び職員の皆様へ

顧問先満足度の究極へ。 会計事務所は今、 最強のプロフェッショナル・ ツールを手にする。

(発表会プログラム)

第1部 顧問先の成長に欠かせない事務所経営の最適化とは
～中小企業のIT化を支援し、中小企業を元気にします～
株式会社ミロク情報サービス 代表取締役社長 是枝 周樹

第2部 新製品 ACELINK NX-Proのご紹介

- 広島 6月3日(金) 広島国際会議場
- 高松 6月6日(月) アルファあなぶきホール
- 名古屋 6月9日(木) ミッドランドスクエア
- 沖縄 6月14日(火) サ・ナハテラス

- さいたま 6月16日(木) 浦和ロイヤルバインズホテル
- 金沢 6月17日(金) ホテル金沢
- 札幌 6月20日(月) 札幌グランドホテル
- 福岡 6月21日(火) ハイアットリージェンシー福岡

インターネットでお申し込みください。 <http://www.mjs.co.jp/nxseminar>

MJS 会計事務所向け新製品
「ACELINK NX-Pro」発表会

【発表会】13:30～16:00
【展示】12:30～13:30 / 16:00～17:00